				B７	25.81GHzを超え25.87GHz以下	B’７	26.665GHzを超え26.725GHz以下				
				D４	25.945GHzを超え26.005GHz以下	D’４	26.800GHzを超え26.860GHz以下				
				D５	26.005GHzを超え26.065GHz以下	D’５	26.860GHzを超え26.920GHz以下				
				D６	26.065GHzを超え26.125GHz以下	D’６	26.920GHzを超え26.980GHz以下				

高群又は低群のいずれか又は双方（ブロック名のアルファベット及び数字が同一のブロックを対とする。）のブロックを使用することとする。

別表10―２　携帯無線通信（二周波方式のものに限る。）用の周波数表

陸上移動局用周波数帯	基地局用周波数帯
718MHzを超え748MHz以下	773MHzを超え803MHz以下
815MHzを超え845MHz以下	860MHzを超え890MHz以下
900MHzを超え915MHz以下	945MHzを超え960MHz以下
1427.9MHzを超え1462.9MHz以下	1475.9MHzを超え1510.9MHz以下
1744.9MHzを超え1784.9MHz以下	1839.9MHzを超え1879.9MHz以下
1920MHzを超え1980MHz以下	2110MHzを超え2170MHz以下

別表10―３　携帯無線通信（一周波方式のものに限る。）用の周波数表

2010MHzを超え2025MHz以下

別表11―１　ラジオゾンデ及び気象用ラジオ・ロボットの周波数表

ラジオゾンデ	403.3MHz以上405.7MHz以下の周波数であって、403.3MHz及び403.3MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの 1673MHz　1680MHz　1687MHz
気象用ラジオ・ロボット	4162.9kHz　4164.7kHz　6244.9kHz　8330.2kHz 8330.8kHz　12482.3kHz 402MHzから406MHzまで

別表11―２　５GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局及び携帯局の周波数表

占有周波数帯幅が19.7MHzを超え38MHz以下の無線設備	4930MHz 4970MHz
占有周波数帯幅が９MHzを超え19.7MHz以下の無線設備	4920MHz 4940MHz 4960MHz 4980MHz 5040MHz 5060MHz 5080MHz
占有周波数帯幅が4.5MHzを超え９MHz以下の無線設備	4915MHz 4920MHz 4925MHz 4935MHz 4940MHz 4945MHz 5035MHz 5040MHz 5045MHz 5055MHz
占有周波数帯幅が4.5MHz以下の無線設備	4912.5MHz 4917.5MHz 4922.5MHz 4927.5MHz 4932.5MHz 4937.5MHz 4942.5MHz 4947.5MHz 5032.5MHz 5037.5MHz 5042.5MHz 5047.5MHz 5052.5MHz 5057.5MHz

この表の周波数の使用は、上空を除く。

別表11―３　狭域通信システムの基地局の周波数表

5.775GHz　5.780GHz　5.785GHz　5.790GHz　5.795GHz　5.800GHz　5.805GHz

国際周波数分配の脚注

5.53
8.3kHz未満の周波数の電波の使用を許可する主管庁は、8.3kHzを超える周波数帯が分配されている業務に有害な混信を生じさせないようにしなければならない。

5.54
8.3kHz未満の周波数を使用して科学的研究を行う主管庁は、この種の研究が有害な混信からの実行可能な全ての保護を与えられるように関係主管庁に協力を要請する。

5.54A
気象援助業務の局による8.3―11.3kHzの周波数帯の使用は、受信用に限る。９―11.3kHzの周波数帯において、気象援助業務の局は、2013年１月１日より前に無線通信局に通告された無線航行業務の局からの保護を要求してはならない。気象援助業務の局と、同日より後に通告された無線航行業務の局との共用については、最新版のＩＴＵ―Ｒ勧告ＲＳ．1881を適用する。

5.54B
付加分配：アルジェリア、サウジアラビア、エジプト、アラブ首長国連邦、ロシア、イラク、レバノン、モロッコ、カタール、シリア、スーダン及びチュニジアでは、8.3―９kHzの周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務、固定業務及び移動業務にも分配する。

5.54C
付加分配：中華人民共和国では、8.3―９kHzの周波数帯は、一次的基礎で海上無線航行業務及び海上移動業務にも分配する。

5.55
付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ロシア、グルジア、キルギス、タジキスタン及びトルクメニスタンでは、14―17kHzの周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務に分配する。

5.56
14―19.95kHz及び20.05―70kHzの周波数帯並びに第一地域では72―84kHz及び86―90kHzの周波数帯が分配された業務の局は、標準周波数及び報時信号を送信することができる。これらの局は、有害な混信からの保護を与えられる。アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、グルジア、カザフスタン、キルギス、タジキスタン及びトルクメニスタンでは、25kHz及び50kHzの周波数は、同一の条件でこの目的に使用される。